環保第１４０３号

資料１-１

平成28年６月27日

大阪府環境審議会長　様

大阪府知事　松井 一郎

化学的酸素要求量等に係る第８次総量削減計画のあり方及び

総量規制基準について（諮問）

標記について、水質汚濁防止法第21条第１項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（説　明）

人口、産業が集中する広域的な閉鎖性海域である東京湾、伊勢湾及び大阪湾を含む瀬戸内海においては、昭和53年に、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の改正により水質総量削減制度が導入され、これまで５年ごとに７次にわたり水質総量削減を実施しています。

水質総量削減制度においては、環境大臣が、水域ごとに、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）等の汚濁物質の総量を削減するための基本的な事項を総量削減基本方針として定め、これに基づき、関係都府県知事が、総量削減計画を定めることとされています。また、工場・事業場が排出する汚濁物質の総量を規制する総量規制を行っており、環境大臣が定める設定方法に基づき、関係都府県知事が総量規制基準を定めることとされています。

　平成27年12月に、中央環境審議会から、第８次水質総量削減のあり方について答申されました。この答申においては、大阪湾は、窒素及びりんの環境基準が達成された状況が続いている一方でＣＯＤの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、窒素及びりんの環境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要があるとされました。また、平成28年５月には、中央環境審議会から、総量規制基準の設定方法について答申されました。

今後、国においては、これらの答申を踏まえ、総量削減基本方針が策定され、総量規制基準の設定方法に係る告示が行われる予定です。

つきましては、水質汚濁防止法第21条第１項の規定に基づき、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、窒素含有量及びりん含有量に係る第８次総量削減計画のあり方及び総量規制基準について、貴審議会の意見を求めるものです。